

TOKYO働き方改革宣言

従業員のライフワークバランスの推進を目指して、働き方改革に全社的に取り組みます。

令和3年4月14日
小駒望公認会計士事務所

目 標

働き方の改善

時間外労働一人あたり月平均10時間以下を目指します。

繁忙期においても一か月あたりの時間外労働20時間以下を目指します。

休み方の改善

年次有給休暇取得率75%以上を目指します。

社員が積極的に休暇を取得できるような職場の風土を作り、全社員について年休取得日数10日以上を目指します。

取 組 内 容

働き方の改善

- ・定期的な管理職による面談を実施し、時間外労働の多い個人については必要に応じて業務分担を見直す。
- ・改正された労働基準法等の関連法令を社員に周知し、働き方の改善について理解を深める。

休み方の改善

- ・管理職による声掛け等、休暇を取得しやすい雰囲気を作る。